



発行：2025年4月14(月) No.614

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

民商を大きくして要求実現の力をさらに強く！

年金事務所、税務署の 差押えをはねのけ、社会保険料は換価の猶予に

現在は、守山東支部の役員も担っている法人のAさん（建設業）は、2019年10月に、全商連のHPを見て、藁をもすがる思いで、「売掛金の差押」で民商に飛び込んできました。事務所から、すぐに、年金事務所の担当者に電話し、差し押さえをストップ。担当者も「電話がなければ、翌日実行していました」その後も、支部で対策会議も開き、分納計画を組み、コロナの間は、強引な取り立てや差し押さえは、止まっていました。



昨年5月の支部役員会の後、Aさんから、「年金事務所から、また差し押さえの連絡が」と突然の相談。年金事務所に行きましたが、すでに2本の差押調書謄本が出されていて、全商連の厚労省文書も使い猛抗議の甲斐なく、うち1本は差し押さえに。その後は、2か月ごとに、年金事務所に行き、分納計画を組み、予定通り払えなかったことがあったり、税務署からも差押の打撃を受けたりしましたが、何とか乗り越えてきました。

今年3月25日の年金事務所との交渉では、滞納額が大幅に減ってきたことから徴収課長より「職権型の換価の猶予」の提案がされ、「Aさんの事案は、ここに来た時、滞納額で『10本の指』に入る規模で、差し押さえ対象でしたが、今回分割納付の『換価の猶予』に切り変わったのは、まさに交渉を経た『理想形』です」と手放しの大絶賛。Aさんも、ここまで、たどり着けたことで、感無量の表情でした。

「要求をもっている中小業者は、自らたたかう力をもっています。要求実現の道筋を明らかにし、展望を示すならば、知恵と力は発揮されます。（「民商・全商連運動の基本方向」より）

退職代行 弁護士 村上 光平(名古屋北法律事務所)

4月は新入社員の入社時期ですが、入社後間もなく早期に退職してしまう社員もいるようです。退職の意思表示を直接行うことの心理的ハードルが高いためか、退職意思を直接伝えず、代行業者が代わりに退職の連絡を会社に行う、「退職代行」というサービスの利用者が年々増加しています。

退職代行業者は、弁護士ではなく、民間企業により運営されている場合も少なくありません。民間企業の運営する退職代行は、弁護士と比較して廉価ですが、その権限には限界があることも知っておく必要があります。日本では、報酬を得る目的で法律事務の代理や示談交渉をするには「弁護士資格」が必要とされています。一方で、退職の意思やその他付随する法律問題について、従業員の意思表示を単に会社に伝えるだけの、いわゆる「事実行為」の代行には、弁護士資格は不要です。法律的には、社員が退職の意思表示を行った場合、会社の承諾がなかったとしても退職が有効に成立するため、会社を辞めるだけであれば、民間の退職代行業者によって社員の退職意思を代わりに伝えるだけで退職することができます。

ただし、退職に付随する、例えば未払いの残業代に関する法律問題について、会社が反対の意思表示をした場合、退職代行業者はそこから示談交渉に入ることはできず、退職以外の結果を得ることは難しいと思われます。退職だけでなく、その意思表示の方法についても慎重な検討が必要かもしれません。



青色・白色事業専従者に対する不足額給付について

定額減税実施に当たり、当初対象外とされた白色専従者や青色専従者（合計所億48万超）に対し、全商連などの要望が実り、不足額給付の対象とされました。名古屋市のホームページでは、「定額減税補足給付金（不足額給付）」についての内容が公表されましたが、支給時期・支給方法については決まっていないとされています。なお、不足額給付は、「令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、推計所得税額よりも令和6年所得税額が少なくなった方」「扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税減税可能額（当初給付額）」が「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」より少なかった方なども対象。なお、申請にあたっては、「令和6年分確定申告書（控え）」や「青色申告決算書（控え）」等添付書類が必要となる模様（「税のしるべ」より）です。詳細が公表され次第、追ってお知らせします。